

平成25年度第1回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 議事録

日 時	平成25年11月8日(金) 13:30~15:30
会 場	芦屋市消防庁舎3階多目的ホール
出席者	委員長 長田 貴 委 員 竹田 千里・船橋 久郎・岡野 東子・神田 信治・佐野 武・内山 忠一・加納 多恵子・山下 陽子・寺本 慎児 事務局 福祉部介護保険課 奥村 享央・廣瀬 香・岡本 将太 福祉部地域福祉課 長岡 良徳・細井 洋海
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議事

- (1) 平成25年度開設予定施設の中間報告
- (2) 指定地域密着型(介護予防)サービス事業所への利用に関する転入者等の取扱要領の制定について
- (3) 指定地域密着型サービス事業所への実地指導について

2 資料

- ・平成25年度地域密着型サービスの新規開設事業所について 資料1
- ・指定地域密着型(介護予防)サービス事業所への利用に関する転入者等の取扱要領 資料2
- ・地域密着型サービス事業所の実地指導について 資料3

1 議事

平成25年度開設予定施設の中間報告

(長田委員長)

議事1の「平成25年度開設予定施設の中間報告」について事務局よりお願いします。

(事務局：廣瀬)

平成26年3月・4月開設予定の山手圏域・潮見圏域の事業所に来て頂いており、現時点での中間報告をして頂きます。

平成25年度開設予定施設の中間報告(社会福祉法人ウエル清光会)

事務局より資料1及び現時点までの報告

では、事業所から報告をします。

事業者(社会福祉法人ウエル清光会)入室により報告。

(事業者)

計画変更点についてご説明させていただきます。

1点目の変更点について、名称が(仮称)芦屋清光苑から複合介護施設陽光苑に変更となりました。事業所様向けのチラシにおいて、1F デイサービス、2・3F 特養とショートステイ、4F グループホームとなっております。

2点目の変更点について 4F グループホームの家賃です。当初計画段階では、全室

3,200 円/日としておりましたが、実際には 3 種類の家賃体系が発生しました。意図してではないのですが、建築の関係で部屋の広さが 3 種類に分かれてしまいました。1 番広いお部屋が 16 m²で、この部屋を 3,400 円/日 6 室ございます。それから 13 m²のお部屋が 3,200 円/日 6 室。1 番狭い部屋が 11 m²のお部屋が 3,000 円/日 6 室となっています。

3 点目の変更点の図面についてご説明させていただきます。図面を見ていただき、1F 上段が変更前、下段が変更後となっています。当初、機械室、ボイラー室、ポンプ室をデイサービスの浴室に変更しました。これはデイサービスの浴室をゆったりご利用して頂きたいと考え、当初よりかなり拡張させて頂きました。

それから地域交流室で予定していました場所を事務室に変更にさせて頂きました。

その関係で、当初 1 番右の事務室としていました所が、地域交流室、相談室に変更させて頂きました。これは、可動式のパーテーション使用し、イベント等があれば全て開放し、広く地域の方にもご利用して頂きたいと思い変更とさせて頂きました。

事務室のカウンターの横に手洗いを設けさせて頂き、感染予防のためにこちらで手洗いをして頂きます。アルコール消毒、マスク等のスペースを広げさせて頂きました。

地域交流室の吹き抜けとしていた所を、小型の荷物を運ぶエレベーター（一般にダムエーターと言います）に変更となりました。どのような物を運ぶかと言いますと、2・3・4F に発生した汚物です。リネン関係について、通常のエレベーターは清潔な物を運び、そうでない物を小型エレベーターで運ぶというような使用方法で分けたいと思われましたので変更とさせて頂きました。

2・3・4F は全て 2 ユニットあり、その関係で全て 2 箇所お風呂を設けており、2 つとも特浴としていましたが、その内 1 つを一般の家庭浴室である一般浴室とし、特浴と一般浴の 2 つセットで構成させて頂くことにしました。元気な時は、一般浴を使ってもらい、体の状況が悪い方については特浴のお風呂を利用します。状況に応じて利用できるように 2・3・4F を変更とさせて頂きました。

2F 居室を医務室に変更させて頂きました。リネン庫は 2・3・4F 同様ですが、談話ルームに変更させて頂きました。もちろん共通のリビングには、テーブル・イスはありますが、談話できるソファを置くスペースとして設けさせて頂きました。図面では以上となります。

4 点目の変更点の工程では、当初平成 25 年 3 月竣工、平成 25 年 4 月オープンの予定が、平成 26 年 1 月竣工、平成 26 年 3 月 1 日オープンとなりました。以上が図面に係る所での変更となります。

職員採用については、特養の施設長予定には現特養の看護師、デイサービスの責任者予定には現デイサービスのサブリーダー、特養のユニットリーダークラスの計 3 名が、既存施設から当施設に異動する予定です。本日と明日で面接を潮芦屋地域交流センターで行う予定です。第一次で 58 名の募集があり、今月末には第二次の面接を開始していく予定です。面接も分けておまして、第一次で芦屋・東灘地域、第二次で西宮地域と分けさせて頂いております。最終の内定は、12 月初旬になる予定です。

グループホームの資格要件である認知症介護実践研修、計画作成担当者研修等は、資格のある者が異動してくる予定です。

スタッフの研修については、2 月 1 日以降施設内で研修を行う予定です。内容についてもマニュアル化しており、介護の実務研修、看護の病気に関わること、感染症、薬の事など基本知識並びに、消防の救命講師を依頼し、AED 研修を組み入れています。豊中市でも年 2 回組み入れています。

入所申込みの段取りについて、これまでに、芦屋市のみならず、東灘、西宮等のケアプランセンターや医療機関などへは挨拶まわりに行き、関係作りを行っています。ケアマネジャーさんのご紹介での申し込みも含めて、現在 21 件の申込みがあります。

予定として 12 月初旬から 1 月にかけて、お申し込みのあった方の面談をさせていただきます。入所判定会議を実施し、3 月 1 日以降の、入所・判定を、緊急度等を加味しながら 3・4・5 月と順次入所を開始していこうと考えています。安心できるケアを確認しつつ、進めていきたいと考えています。

地域との繋がり・周知について、開設準備室の施設長候補とデイサービスの責任者 2 人と、9 月から広報活動を専属で行っております。自治会長の協力のもと、回覧板などで周知して、12 月には、入所申し込みに向けての地元説明会を開催したいと考えております。

地域活動として、地元のお祭り等にも参加するように考えております。毎年 10 月頃に開催される「あしや・いち」に参加します。今年は協賛という形で参加しましたが、来年以降は、より関わりを築き地域と積極的に交流する予定です。

(長田委員長)

ありがとうございました。では委員の方から確認と質問をお願いします。

(山下委員)

地域との交流について、言われた事以外で住民との交流などはあるのでしょうか。

(事業所)

介護の勉強会など自施設において行い、厨房は業者委託をしませんので、お越し頂いた方に職員で食事の提供を行うなどの交流を考えています。介護の基本、栄養管理などの勉強会を行い、第 2 の公民館のようなスペースとして、ご利用して頂きたいと思えます。

(山下委員)

利用者の方と地域の人との交流もできるのでしょうか。

(事業所)

利用者の方とも交流できるように考えております。

(長田委員長)

図面の小型エレベーター（ダムエーター）は人が乗れるようになってはいますか。また、人が侵入できるような危険性はないですか。

(事業所)

衛生面を考えて人は乗れないようにしています。セキュリティとしても構造上、侵入できないようにしております。

(寺本委員)

地域交流室と相談室は、パーティションで区切っていると聞いていたのですが、相談している方の声なども漏れないようになってはいますか。

(事業所)

100%ではないが、パーティションで区切り、通常の話し声では漏れないようにしています。

(長田委員長)

21 件の申込みの内訳はわかりますか。

(事業者)

グループホームは 5 件です。その他は特養の申し込みになります。

(長田委員長)

運営推進会議のメンバーの選定はどのようになっているのですか。

(事業者)

まだ決まっておりませんので、これから選定する形になります。

(内山委員)

2月中にトレーニングとなっていますが、研修期間は、1ヶ月でしょうか。

(事業者)

今までの豊中市での施設開設時にも1ヶ月を設けたが、それで十分運営を行えました。さらに、ホームヘルパーの資格を取り、初めて介護の仕事をした者が90人中20人でしたが、ユニット型特養のゆったりと寄り添ったケアは、経験の浅い方に非常に馴染みやすいというのを実感しました。

(長田委員長)

職員の採用方法について、経験者を特に多く採用するのでしょうか。

(事業者)

積極的に新規の方の採用をしたいと考えています。しかし、いきなり夜勤の対応は難しいため、5割以上はないと考えています。昼の経験を経てから、夜勤勤務と考えています。大阪の方でも、新規の方には、3ヶ月以上昼の勤務を経て、4ヶ月目から夜勤を行うのを原則としております。ある程度経験のある職員は必要と考えています。

(佐野委員)

関係事業所との連携はどのように考えていますか。

(事業者)

現在も関係事業所へ挨拶回りは行っていますが、今後内覧会等にもご案内しようと考えています。また、住民の方についても別の日に内覧会を設けようと考えています。ショートステイが10名ありますので、その関係で居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんと連携する事になると考えています。

(事業者退室)

事業者（社会福祉法人緑水会）入室により法人及び承認されてから現時点までの間の変更事項の説明

(事業者)

建築についての変更点です。近隣の方からのご意見もあり、1・2・3F 北側の壁面を1m南へ後退しました。それに伴い、1F 厨房形状・食堂兼機能訓練室・地域交流スペース面積・形状変更しましたが、面積はほぼ同等となっています。

2Fも同様に北側の壁面を1m南へ後退しました。それに伴い、西側居室を6室から5室に変更しました。リネン庫が地下部分にもあることから、当初リネン庫を予定していた所を居室に変更して、1室作り、部屋数は当初と変わりなくしました。

3Fについても、北側の壁面を1m南へ後退した関係で居室の面積・形状を変更しましたが、部屋数は変更なしです。

事業・運営の変更点についてです。小規模多機能の宿泊費について、近隣の施設と合わせまして、4,150円から3,500円に変更しました。

特別養護老人ホームの居住費について、利用者負担第4段階の収入に変更となった方が退去せざるをえないことがないように、86,000円から59,100円に変更しました。特別養護老人ホームの食費についても同様に、1,500円から1,380円に変更しました。

地域密着型特定施設の家賃について、施設の特性を考慮して、家賃相当額として、

160,000円から170,000円に変更しました。同じく食費についても、別メニューの提供ができる等のグレード変更が可能となったため、1,500円から1,933円に再設定しました。

今後のスケジュールについて、入所申し込み受け付けは開始しています。全施設合わせて約80件の問い合わせがあります。申込書は30件ほど届いています。山手地区からの問い合わせが全体の4割となり、期待が高いと思いました。

続きまして特養入所までのスケジュールは、11月に入所希望者に対して説明会を行い、12月・1月どちらかで入所判定委員会を開き、2月以降面接し入所日打ち合わせ、開設後順次入所とします。特養は最大入所者数より申し込みが多数あると想定はしておりますが、すぐに満床にはせず、事故がないように行い、他の施設についても同様に行う予定です。

職員の採用について、11月1日付け、配属職員15名の辞令発表がありました。開設準備に向かい、引き続き募集を継続します。学校や就職フェア、ハローワーク等を利用しようと考えています。

研修については、1月までに二郎苑、他協力施設にて研修実施予定です。予定では1月に二郎苑にて介護コンサルタントによる介護基礎研修、引き渡し後に施設内で研修を行う予定です。その他にも市役所主催や、地域包括主催等の研修には以前より参加しており、継続して参加したいと考えています。

開設後の予定などの地域交流については、地域の方に施設を開放できるように、地域交流スペースの活用、売店、喫茶などを利用して頂けるようにと考えております。芦屋市内の介護事業者・医療機関との連携を図りたいと思っています。認知症ケアの推進、在宅介護・看取りなど、国が推進する施策には積極的に取り組みたいと考えており、地域の方が安心して頂けるような施設を目指しています。そのためにも、地域の方、利用者、事業者等との連携が必要と考えています。

最後に、法人としては障害施設しか運営した事がないため、不安という指摘も頂きました。同じ介護といっても、障害者と高齢者とは異なるため、開設までの研修等での指導が一番重要ではないかと考えています。高齢者の施設の経験者がいるので、その者を中心に、研修などを進めていくように検討しているところです。

(長田委員長)

ありがとうございました。では委員の方から確認と質問をお願いします。

(山下委員)

現在の近隣の方たちとの関係はどうですか。

(事業者)

建築としては、近隣の方たちの意見もあり、プラン変更等はさせて頂いておりますが、まだまだ解決出来てはいないと考えています。

(長田委員長)

以前から先ほどのお話はありましたが、大事なことは、ハード面では限界があるが、この内容については問題と捉えるだけでなく、地域に福祉を周知する場面と考え、生かし継続して対応してほしいと思います。

(船橋委員)

近隣の方からの先ほど以外の質問の内容で、1F部分の目隠し、厨房のにおい等は解決しましたか。

(事業者)

事業所として、運営上、入居者、利用者に弊害が出てしまう事は避けたいので、許さ

れる範囲では対応しており、それ以上の事は、対応が難しいとお伝えしているが、まだまだ近隣の方たちのご理解が頂けていないので、それ以上のお話は進んでいない状況です。実際に行っている対応として、厨房の排気口は北側に設置せず、西側にしております。また、直接北側に面している窓については、片ガラスで窓を開放しない限り、外側が見えないよう対応しています。

(岡野委員)

医療機関との連携について、具体的にどのようにされるのでしょうか。

(事業者)

看取りを行うにあたって、医療との連携は、重要な事と考えております。施設の協力医療機関の医師については市立芦屋病院でお話をしております。それ以外で、急な時に訪問して頂ける医師がいないか交渉しております。施設内の看護師の質も向上しておかなければならないと考えております。

(竹田委員)

配属職員 15 名についてはどのような方たちでしょうか。

(事業者)

二郎苑の職員、新職員、外部の者と様々です。

(神田委員)

研修会について、ケアマネジャー友の会などの研修にも参加してほしいです。

(事業者)

ぜひ宜しくお願いします。

(佐野委員)

在宅介護サービス事業者の協力機関について、協力内容はどのような内容ですか。

(事業者)

外部型利用サービスについては、施設のサービスを利用せず、外部の事業所からサービスを受けることです。現在対象者は 11 名いており、外部からヘルパー等の支援を予定しております。そういった協力体制となります。

(佐野委員)

それは、利用者さまの選択によるのですか。

(事業者)

当然利用者さまの選択は自由ですので、特に指定した事業所のみを利用しなければいけないといった事ではないです。

(長田委員長)

開設後の予定ですが、小規模多機能型居宅介護があるということで、国が推進している施策の医療系の複合型サービスという新サービスについて計画などはしていますでしょうか。

(事業者)

参入の思いはありますが、今は開設に向けての事で手一杯のため、それが終われば、サービスとしては必要な事と思いますので、考えていきたいと思えます。

(長田委員長)

運営推進会議の計画はありますか。

(事業者)

メンバーについては、自治会・老人会など地域の代表、家族・ご利用者の代表、地域包括支援センターの職員と考えていますが、個人までは決まっておられません。

(長田委員長)

北側の壁面を南へ下げたことで、利用者のマイナスはないですか。

(事業者)

エレベーターホール・食堂などが狭くなりましたが、問題なく利用できる広さはあるためマイナスはないと考えます。

(事業者退室)

(長田委員長)

今回は中間報告ということで、随時チェックをしながらも、何かあれば報告をお願い致します。

2 指定地域密着型(介護予防)サービス事業所への利用に関する転入者等の取扱要領の制定について

(長田委員長)

議事(2)の「指定地域密着型(介護予防)サービス事業所への利用に関する転入者等の取扱要領の制定について」について事務局よりお願いします。

(事務局：岡本)

「指定地域密着型(介護予防)サービス事業所への利用に関する転入者等の取扱要領の制定について」 資料2

要領(案)の報告

要領制定の根拠(介護保険法第78条の2第8項・平成18年5月2日厚生労働省老健局計画課のQ&A)

事務局より報告

(神田委員)

要領に記載のある「転入前に居住実態が6ヶ月を経過して芦屋市にある」というところで、どのように確認されるのでしょうか。また、最終的には芦屋市に住民票を移さないと利用できないのですか。

(事務局：岡本)

利用するには、芦屋市に住民票を移すことになります。

(事務局：奥村)

確認方法として住民登録の情報を確認し、転入から6ヶ月を経過しているか確認をします。

(長田委員長)

原則転入後6ヶ月を経過した者に限るということで、6ヶ月の根拠はありますか。

(事務局：岡本)

前提として今まで事業所に対して、6ヶ月と周知、指導してきたということです。

住み慣れる期間としての目安を6ヶ月と考えることについては、転入の際の要介護認定の取り扱いは、前市町村で認定された要介護度を6ヶ月間引き続けると厚生労働省の通知があります。それに伴い6ヵ月後の更新については、芦屋市が調査、審査会を実施し認定する観点から、地域密着型サービスの利用についても同期間の6ヶ月と考えております。

(長田委員長)

厚生労働省の Q&A において、「他市町村からの転入による入居者を定員の一定割合に限定すること」「他市町村から転入して〇ヶ月を経た者からの入居とすること」等の条件を付すことは可能であると言われていたが、なぜ転入して 6 ヶ月の方を選択されたのですか。

(事務局：奥村)

入居者を定員の一定割合に限定することは、一定割合を認める事になり、また芦屋市としても受け皿の施設が少ないこともあり、芦屋市の被保険者の方たちの利用が優先となることも考え、転入して 6 ヶ月にしました。

(神田委員)

認知症対応型デイサービスにおいても、この要領が適応されるのですか。例えば、他市の住民票があり、認知症を持つ親を芦屋市の家族がひきとって介護しているなどのケースについてはどうなりますか。

(事務局：廣瀬)

実際に居住している所に住所を移していただくのが原則ではありますが、どうしても居所が住民票と異なるケースはあります。その場合は居住実態があると確認でき、住民票を移せない理由が認められれば、みなし指定という形で他市に住民票がある方が利用できるように、保険者（住民票がある市）と芦屋市と事業所で協議して個別に対応する事も検討していきたいと思えます。

(内山委員)

2 条 1 項の「原則」は取って、2 条は、はっきりと期間を示して、2 項で「市長が入居させることを特に必要と認めた者と定める」を例外として考えるべきではないですか。ここでの「原則」は、6 ヶ月より短い期間がある場合に対応するのではないですか。

(事務局：奥村)

「原則」については、他市の要領等を参考にした経緯もありましたが、事務局でもどのようにするか協議します。

(長田委員長)

内山委員が言うように、居住実態があるものに限るといった文言を入れるか、書きかたについては協議して頂くこととし、内容については、今まで通りが良いと考えます。明文化することによって、より明確にしたほうが良いと思えますので宜しくお願いします。

3 指定地域密着型サービス事業所への実地指導について

(長田委員長)

議事（3）の「指定地域密着型サービス事業所への実地指導について」事務局よりお願いします。

(事務局：岡本)

「指定地域密着型サービス事業所への実地指導について」 資料：3

事務局より報告

(加納委員)

年に 1 回ですか。

(事務局：岡本)

各事業所、2 年に 1 回となります。今後も 25・26 年度の期間で、全ての地域密着型サービス事業所へ実地指導を行う予定です。

(山下委員)

口頭指摘の場合も改善報告を頂いているのでしょうか。

(事務局：廣瀬)

2ヶ月に1度運営推進会議で市の職員が出席しています。そこで確認しており、地域密着型サービス事業所とは密にかかわりを持っているので、何かあればすぐ確認し、最長でも2年に1回は実地指導を行いますので、前回の指摘内容の最終的な確認は行います。

(長田委員長)

議事は終わりましたが、その他について、事務局からお願いします。

(事務局：奥村)

次回開催には、新規開設予定事業者の指定についての内容となると思います。完成予定が、26年1月か2月になる予定のため、その頃に開催予定です。

(長田委員長)

他に何かございますか。なければこれで本日の会議は閉会いたします。

以 上